



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、
ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安...
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☛ **ご相談先は裏面に！**

「死後の死後」の承継先 ～ 受益者連続を考える

民事信託の特徴を説明する冊子やウェブサイトなどでは「受益者連続」を広くPRする内容をしばしば目にします。

死後の財産承継のための代表的なツールとして遺言があります。また、死後事務委任や死因贈与などの契約を用いることで、遺言と同様にご自身の死後の財産承継先を指定したり、第三者へ委託したりすることも可能です。しかし、これらいずれの制度を利用した場合でも「死後の死後」の承継先を指定または委託することはできないものと考えられています。

つまり「私の遺産は全部Aに相続させる。Aが死亡した場合はBに相続

させる」という遺言を遺したとしましょう。前段の「Aに相続させる」部分については問題なく有効となりますが、後段の「AからBに」の部分については、残念ながら無効となります。

なぜ、このような結論になるのでしょうか？

それは「AからBへ」という財産承継を決めることができる者は、Aに限定されるからです。遺言(他の契約も同様)は個人の意思です。したがって、財産の承継先を決定することができるAの意思を無視して「死後の死後」の行き先を定めたとしても、これによってAの意思を拘束することはできないわけです。

この点、信託では「二次受益者」以降をあらかじめ決めておくことも有効とされています。したがって、「当初受益者をA。A死亡後の受益者をB」とする定めを置くことにより「死後の死後」まで財産の承継先を指定することが、理論上は可能となるわけです。

しかし、民事信託が新しい制度であるがゆえに「受益者連続」に関する事例は少なく、相続税や贈与税、遺留分の侵害など、多方面で実務的に解決が図られていない問題が散見されています。また、いたずらに制度の複雑化を招くこともお勧めできませんので、慎重に検討すべきでしょう。

ご存知ですか？
相続法が変わります！

家財の管理・承継という観点では、信託と相続はセットで考えなければなりません！
新コーナーでは、改正論点をわかりやすくご説明します。

ここがポイント！ 葬儀費用などの出金が便利になります！

今回の改正では「預貯金債権の仮払い制度」が新設されました。

今まで、亡くなった方の預貯金を出金するには、原則として相続人全員の実印と印鑑証明書が必要でしたので、遺産分割協議がまとまらないようなケースでは、いつまでも口座が凍結されたまま出金できないという不都合がありました。

今回の改正により、各相続人は、死亡日における預貯金残高の3分の1に法定相続分を乗じた金額か、150万円のいずれか低い額を上限とし、単独で預貯金の払戻しをすることができます。

払戻しを受ける預貯金の資金用途には制限がありませんので、葬儀費用や相続債務の支払いなど個人のための支出だけでなく、相続人やそのご家族の生活費や教育費などに充てることも可能です。

また、払戻し請求には、他の相続人の同意も不要とされています。

とかく事務作業の連続と思われがちな司法書士業務ですが、依頼者との関係を通じて数多くのドラマが展開されています！！

「事件簿」

“想いを叶えた” 相続放棄



「その節はいろいろとお世話になりました」女性からの電話であったが、全く記憶にない。とりあえず、相手の気持ちを害さないように相槌を打っていると、電話口から「実はお願いしたいことがあります・・・」との申し出が。。。

依頼内容は相続放棄。依頼者は女性の父方の伯父【A】とのことであった。Aは入院中のため、私から足を運ぶこととなった。

女性とそのご両親とともにAの病室を訪ね、ひとしきりの挨拶を済ませると、Aはおもむろに「司法書士さんと二人だけにしてくれ」と口を開いた。

Aは「妻が亡くなった」「自分たちには子供がない」「妻には土地以外に財産がない」「自分たちは県外で暮らしていたが、妻が先立ったため弟に引き取られる形で自分は浜松に来た」等の事情を淡々と説明していた。Aを引き取った弟というのが、病院にも同行していた女性の父親である。

亡くなられた奥さんの相続を放棄するのが依頼内容であることを理解した私は、もう少し掘り下げて事情を伺うことにしたのだ。

「奥さんに借金はないですよね？なぜ相続を放棄したいのですか？」と尋ねた私に対し、Aは「実は先日、弟たちがこんな話をしていたのを耳にしまして・・・」と言いよどむ。詳しく聴くと、こんな背景が浮かび上がってきた。

A夫妻は、二人とも県外の病院で入院生活を送っていたため、土地は荒れ放題だったとのこと。市から除草等の勧告があったことから、A夫妻に代わって弟が草刈りをしてくれたらしい。そのことを耳にしたAは「自分が土地を相続した場合、自分が亡くなった後は弟が相続することになり、遠方の土地を管理してもらわなければならない。高齢となった弟にとっても負担が大きいので、それは何とか避けたい・・・」

Aの了解を取ったうえで、廊下で待つ弟さん家族にその事情を伝えたところ「私たちは早くに親を亡くしたため、兄弟助け合って生きてきた

んですよ。そうですか。相続放棄は私のためだったのですね」と、弟さんはAへの感謝の想いを口にした。

相続放棄の手続きは滞りなく完了した。報告を兼ねて再度Aを見舞ったところ、Aは「ありがとう」と初めて笑顔を見せてくれたのだった。

年が変わり、再び「その節はいろいろとお世話になりました」との電話が。今度は、女性の声をよく覚えている。女性が言うには「実は、先日Aが亡くなりまして、そのご報告に」とのこと。相続放棄の手続きを終えたAは、安心したのかその後はとても穏やかに過ごし、1ヶ月後に眠るように逝ったそうである。

Aが見せてくれた笑顔が思い出される。そして、相続放棄を終えるまで頑張ってくれたことを感謝せずにはいられなかった。

平成の思い出



『平成』の時代も残すところ数か月となり、まもなく新しい時代の幕開けとなります。皆様にとって、平成とはどのような時代だったのでしょうか？

私にとって、平成は少年期、青年期を過ごした青春時代真っ只中の時代でした。特に思い出されるのは司法書士試験の受験勉強期間のことです。「失われた10年」と言われた大不況から少し景気がよくなり、就職環境が改善されつつあった運に乗って何とか就職できた会社を辞め、無職のまま家に引き籠って勉強していました。『受からなかったら人生どうしよう・・・』と不安と闘いながら未来を模索する日々でした。結果的に合格でき、新しい時代を司法書士として迎えられると本当に良かったと思います。新しい時代がより明るく、平和でありますように・・・



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。